

鳥取市工場立地法地域準則要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市工場立地法地域準則条例施行規則（平成29年鳥取市施行規則第5号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(第4種区域の適用範囲)

第2条 規則第2条に定める地域の地番は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区域の名称	大字	字	地番
上味野地区	上味野		9-1、15、814、818、819-1
古海工業団地周辺地区	古海		354、355、356-1
糸谷工業団地周辺地区	国府町糸谷	下鯛カケ	16-3、17-2、18-2
		中津塔	16-4、16-6から16-8まで、16-10、16-12、16-14から16-20まで、16-22から16-27まで、204-3
		竹ヶ鼻	19-3、19-4、72-3、73-3、74-3
		下前田	192-3、195-4、195-5、198-2、198-5、199-2
		壺町田	209-5
		越前	211-4、211-5
		見中	219-2、219-3、224
	国府町麻生	上鞆ヶ坪	43-2
国府町庁地区	国府町庁		110-3、114-2、114-4、115、116-1、116-2、116-3、116-4、117-1、117-2、118-1、119-1、120、121-3
	国府町中郷		53、55-4
鳥取南インター布袋工業団地周辺地区	河原町西円通寺	畑ヶ中	36-1、36-2、37から44まで、45-1、45-2、46か

			ら49まで、50-1、50-2、51から57まで、58-1、58-2、59から65まで、66-1、66-2、67から70まで、71-1、71-2、72から80まで、81-1、81-2、82、83-1、83-2、84から86まで、87-1、87-2、88-1、89-1、90-1、91-1、92-1、92-2、93-1、94-1、95-1、101
	河原町布袋	東郷	510から512まで、513-1、513-2、514-1、514-2、515から517、518-1から518-3まで、519から521まで
		新田	365、365-1から365-4まで、366-1、366-2、366-4から366-6まで、367-1、368-3、375-1から375-6まで、376-3、377-1から377-3まで
		柳橋	21-1、21-2、24-2、25-2、30-1、31-1、32
		五反田	525-1、525-2、530-1
		東屋敷	348-1、349、350、351-1、352、353-1
		畑ヶ中	541から553まで
		堂光寺	556-1、556-3から556-5まで、557-3、586-1、587
		北土居	592、593、594-1
河原インター山手工業団地周辺地区	河原町山手	笹谷	276、276-1、276-2、277、278、278-1から278-9まで、280、281、281-1から281-10まで
		笹谷下	283、284、284-1から284-3まで、285-1

		古屋	829
		堤谷上分	620-1、620-7、620-11から620-13まで、621-1、621-5から621-7まで
		笹谷上分	624-1から624-14まで、624-16から624-30まで
		地ユノ谷上分	631-65、631-85、631-93から631-96まで、631-101から631-104まで、631-116、631-119、631-133、631-145、631-171、631-249から631-263まで、631-265、631-266、631-268、631-269、631-271から631-277まで
		チクノ谷奥	260、261
		堤谷	299-1、299-2、299-4から299-6まで、301-1
	河原町高福	高谷平	702-1、702-2、702-8
今在家工業団地周辺地区	河原町今在家	濱	408-1、600-1
樟原工業団地周辺地区	用瀬町樟原		172-6、215-1、215-2、216、273-1、273-3、273-5、308-14、308-16、310-3、310-5、310-10、310-11、311-1、311-6から311-8まで、312-2、313-1から313-3まで
	用瀬町安蔵		308-1、308-2、310、310-1、310-2、310-4、311-4、311-5、311-9、312、1035-12、1036-1、1037-1、10

			37-3、1038-1、1038-7、1039-1、1039-4、1039-5、1040-1、1040-2、1041-1、1041-3から1041-7まで、1042、1042-1、1043-1から1043-5まで、1043-11、1043-12、1043-15から1043-19まで、1044-1、1088-2、1088-5から1088-7まで
	用瀬町古用瀬		646-1から646-3まで
	佐治町古市		24、27-1、61-1
高浜工業団地周辺地区	気高町宝木	濱崎外	18、18-5、18-7、18-8、19-5
		母木高濱	1562-5、1562-9、1562-11から1562-13まで、1562-56、1562-114から1562-116まで、1562-118、1562-122から1562-124まで、1562-130から1562-138まで、1562-150、1562-151、1562-154
	気高町下坂本	濱崎	932-1、932-4、933-1から933-7まで、933-13から933-17まで、936-2、937-2から937-5まで、937-7、937-8、938-2、938-3、939-2、939-3、940-4、946-1から946-4まで、946-6から946-10まで、946-12、946-16、946-23、947-1、947-2
		下矢口	1284-47から1284-55まで、1284-57から1284-63まで、1284-65
気高町宝木地区	気高町宝木		1561-3、1561-8、15

			61-9、1561-11、1561-16、1561-24、1561-34、1561-38、1561-67から1561-69まで、1561-77、1561-78、1561-81、1561-103、1561-104、1561-107、1561-108、1561-118、1561-119
青谷駅南工業団地周辺地区	青谷町善田	土橋	1-1、1-2、1-4、1-6から1-8まで、1-10、2-1、2-4、2-5
		澤	3-1、3-2、4-1、4-2、5-1、6-1、7-2、8-2
		傍示ヶ崎	9-2、10-2
	青谷町青谷	大茨	4092-7から4092-9まで、4093、4093-8、4093-9、4094、4095-1、4095-2、4096-1、4096-2、4097-1から4097-6まで、4098-1、4099-1から4099-3まで、4099-5、4099-7から4099-10まで、4099-12から4099-16まで
		鷺縄手	4111-1、4111-3、4111-7、4116-1から4116-3まで、4117-1から4117-6まで、4118-1、4118-5、4118-6、4119、4120、4121、4122-1、4123-1、4123-6
		イタラズ	4125-7、4126-5、4127-1、4128-1、4129-1、4132-1、4146-1、4146-2、4146-4、4147-1、4147-2、4147-4、4148-1、4148-2、4148-4、4149-1、41

			49-2、4149-4、4150-1、4150-2、4150-4、4151-1から4151-3まで、4151-6から4151-8まで、4152-3から4152-5まで、4154、4155-1、4155-2、4156-1、4156-2、4157-1、4157-2、4158-1、4158-2、4159-1、4159-2、4160-1、4160-2、4160-4、4161-1、4162-1、4162-2
		下寺地	4169-1から4169-3まで、4169-5、4170-1、4170-2、4170-4、4171-1、4171-2、4171-4、4172-1、4172-3、4176、4176-1、4177-1、4177-4、4177-6
		中畦	4180、4180-5
		二反草	4281-1、4281-3から4281-5まで、4282-1から4282-4まで、4283、4284、4285、4285-1、4288、4288-1、4290-1、4290-2、4291-1、4291-2、4292、4293、4294、4295-1、4296-2、4296-4
青谷町青谷地区	青谷町青谷		1114-1、1114-10、1124、1328、1484-2